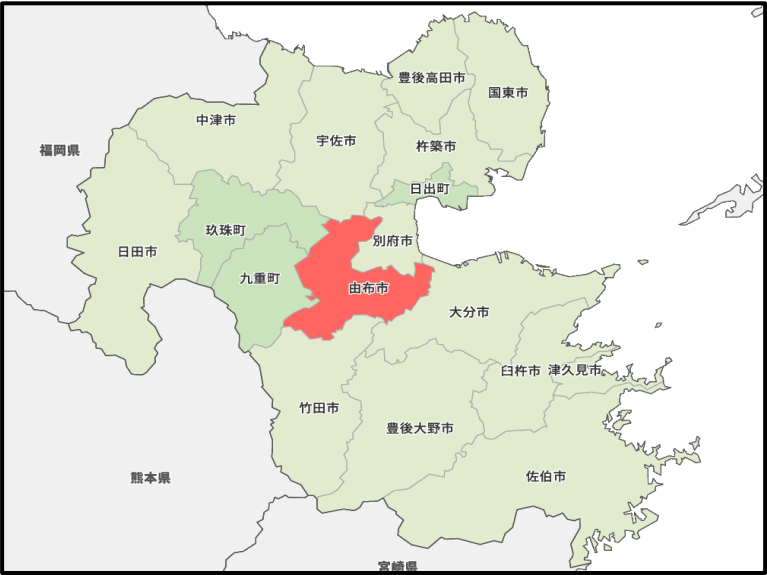


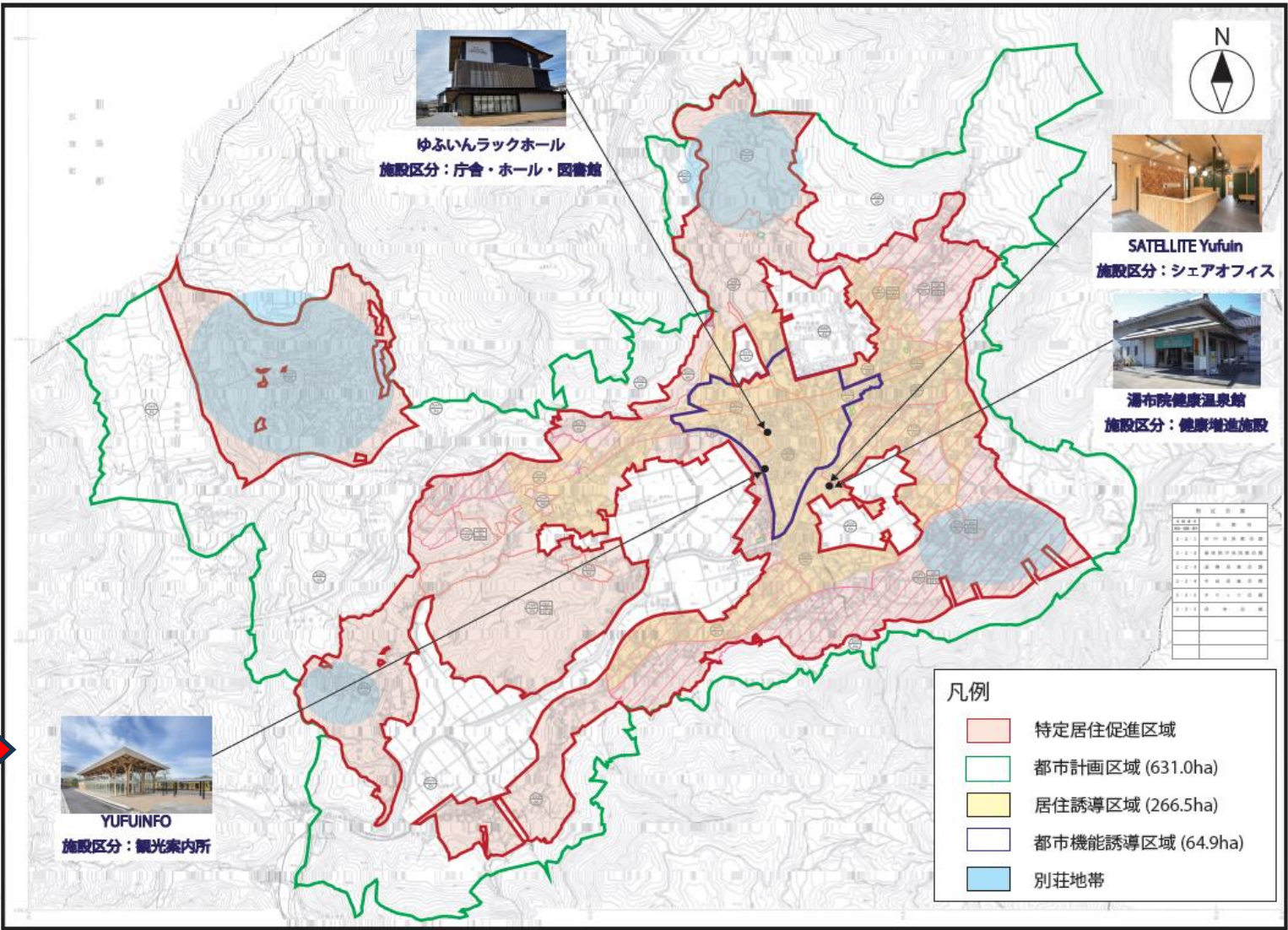
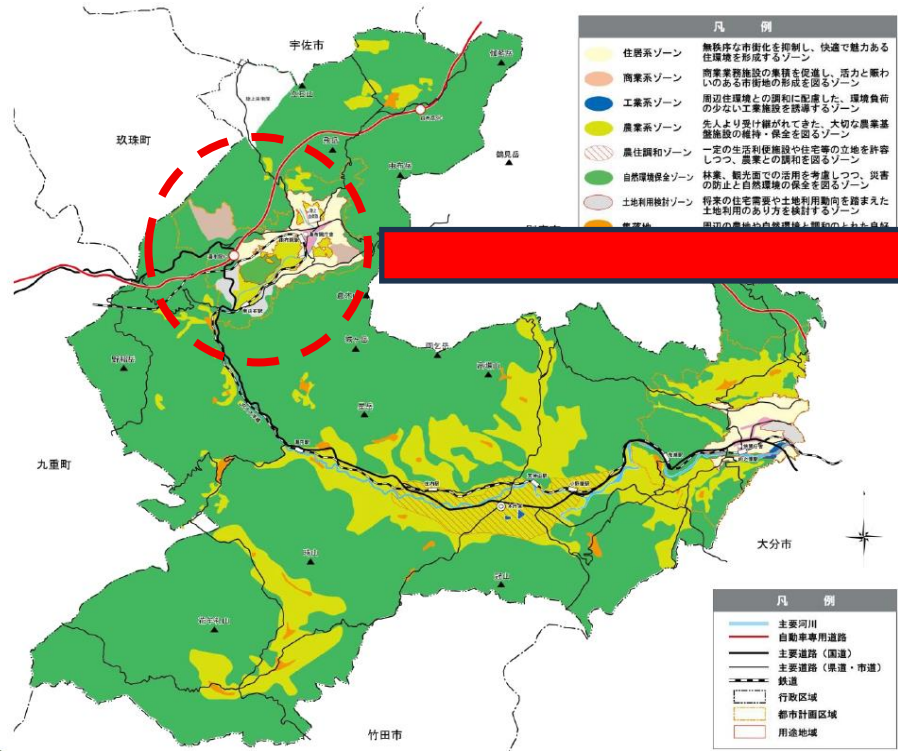
由布市特定居住促進計画

都道府県名	大分県	市町村名	由布市	計画期間	令和7年5月～令和12年5月
-------	-----	------	-----	------	----------------

1. 特定居住促進区域



由布市位置図



由布院地域

※特定居住促進区域内の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は除くものとする。
※特定居住促進区域の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は安全を考慮するものとする。

由布市全体図（由布市都市計画マスタープラン）

由布市特定居住促進計画

都道府県名	大分県	市町村名	由布市	計画期間	令和7年5月～令和12年5月
2. 特定居住の促進に関する基本的な方針 (1) 基本方針 由布院は由布市内にある5つの温泉郷の中の中心的存在として位置づけられており、温泉湧出量、源泉数ともに、別府に次いで全国2位の豊富な湯量を誇る国民保養温泉地です。また、由布岳や倉木山・福万山といった千m級の山々に囲まれており、清らかな湧水と豊富な温泉、自然景観といった天然資源に恵まれた地域となっています。また、まちづくりにおいて、地域資源を守り育てる精神が脈々と受け継がれおり、「人」と「自然」が調和した取り組みは、全国的に高い評価を受けています。観光産業においては、由布院駅から由布岳に向かって延びる通称「由布見通り」や、金鱗湖まで続く「湯の坪街道」などのエリアが観光の中心地として形成されており、令和5年には国内観光客が約300万人、外国人観光客が約100万人来訪しており、観光地としてのポテンシャルが高いエリアです。このような地域の魅力を活かし、温泉や自然が好きで人と人とのつながりを感じたい都市部で働く若年層、子育て世代をターゲットに以下の①住まい②なりわい(仕事)③コミュニティの実現を目指します。 ①住まい 空家や別荘群などの未使用建築物を利用した二地域居住モデルの創出 ②なりわい(仕事) 観光消費を地元企業に還元するための経済循環の仕組みを策定し運用支援を行うことで、関係人口および交流人口の来訪、消費の増加 関係労働人口力の確保に取り組み、由布院に点在する旅館の働き手および担い手不足の解消 都市部の企業やベンチャー企業、スタートアップ企業を対象に二地域居住を促進し、「SATELLITE Yufuin」の新規ビジネスの拠点化 ③コミュニティ 地域プラットフォーム(エリアマネジメント組織)を組成し、由布院のまちづくりの歴史・伝統・文化を遵守した、関係人口、二地域居住者の増加を図ることによる由布院ブランドの向上 ホストファミリー制度の創設により二地域居住者の生活環境、滞在のサポートを行い、二地域居住者の長期滞在化 二地域居住者の獲得、サポートなど二地域居住に関するワンストップ窓口機能を持った二地域居住・交流施設の整備 (2) 目標 指標1：二地域居住者数 年0人（令和7年5月）→年50人（令和12年5月） 整備予定の施設にて二地域居住者数を把握 指標2：新規事業数(プロジェクト単位) 0件（令和7年5月）→ 3件（令和12年5月） 「SATELLITE Yufuin」にてプロジェクト数を把握					

由布市特定居住促進計画

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

No	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	サテライトオフィス	SATELLITE Yufuin (サテライトオフィス)	由布市湯布院町川上2863番地	第一種住居地域	整備済	由布市	令和4年5月 完了

※今後整備を予定している施設

No	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
	交流施設 等	未定	由布市湯布院町川上	区域区分を定めていない 都市計画区域	未定	未定	令和9年度整備予定

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

適用なし

(3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

適用なし

由布市特定居住促進計画

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項
（１）関連施設

No	施設の用途・名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項
- ・二地域居住希望者への情報提供（全国二地域居住希望者のデータバンクなど）
 - ・文化資源や歴史資産の情報発信（WEBサイト、SNSなど）
 - ・ビジネスマッチング（地域の雇用不足への対応、地域課題解決に向けた新規事業の支援など）
 - ・ゆふマッチボックス（由布市公式の短期の求人・求職を取り扱うクラウド型マッチングサービス）

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項
- ※社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県適用なし

7. その他
- （１）都道府県知事への意見聴取： 令和 7 年 6 月 3 0 日
- （２）特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
- 由布市民意識調査の実施： 令和 6 年 1 1 月
- （３）都市計画との調和に関する事項
- 特定居住促進区域は、湯布院地域の都市計画区域内において、既に住民がいたり、住宅が立地している地域を中心に、別荘地を加えたものを設定している。由布市全体の空き家は増加傾向にあり、別荘地においても空き家の増加が進んでいる。空き家の積極的な活用は由布市都市計画マスタープラン（P15）や由布市立地適正化計画（P50）にも記載があり、調和が図れている。